



主要国へのフライト & ビザ情報 (欧州)



※2021年8月18日 09時更新

※更新情報は赤字で記載しております。転載禁止。

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
イギリス	<p>ロンドン線 JAL 羽田→ロンドン：JL041 水・金・日運航（9月30日まで。8月18日は運休） JL043 毎日運航（10月31日まで） (羽田発着) ロンドン→羽田：JL042 水・金・日運航（9月30日まで。8月18日運休） JL044 毎日運航（10月31日まで）</p> <p>ANA 羽田→ロンドン：NH211 月・水・金・土曜運航（10月末まで） ロンドン→羽田：NH212 月・水・金・土曜運航（10月末まで）</p> <p>BA (ブリティッシュエアウエイズ) 羽田→ロンドン：BA006 毎日運航（8月31日まで。8月22, 25, 27, 29日運休 9月30日まで、金曜日運休） BA008 運休（8月） ロンドン→羽田：BA005 毎日運航（8月20, 24, 27日運休 9月30日まで、木曜日運休） BA007 運休（8月）</p> <p>英国在住者を含む日本からの渡航者（一部の免除対象者を除く。）がイングランドに到着する場合、旅行を開始する日の3日前以降における新型コロナウイルス検査の受検と、渡航前及び到着時における陰性証明書の提示が義務付けられる。陰性証明書を提示できない場合、渡航手段の利用を拒否される場合がある。</p> <p>また、事前にオンラインで連絡先等をフォームに登録（入国48時間前以降登録可能）の上、入国時に提示する必要がある。</p> <p>https://www.gov.uk/provide-journey-contact-details-before-travel-uk</p> <p>加えて、上記渡航者（一部の免除対象者を除く。）は、10日間の自己隔離のほか、入国原則2日目と8日目の検査（自費）の受検が求められる。上記オンライン登録前に検査パッケージの予約を行い、予約番号をフォームに記入する必要がある。</p> <p>https://quarantinehotelbookings.ctmportal.co.uk/ https://www.gov.uk/guidance/providers-of-day-2-and-day-8-coronavirus-testing-for-international-arrivals</p> <p>なお、入国から5日間経過以降、任意で検査を受けて陰性だった場合に、自己隔離を終了できる制度を選択可能。</p> <p>2021年7月19日以降、英国保健当局指定の2回のワクチン接種を完了した英国在住者が一部指定国（日本を含む）から帰国する場合、自己隔離が不要となる（引き続き出国前検査及び2日目検査の受検は必要）。ただし、現時点では、日本でのワクチン接種完了者、日本の市区町村等で発行するワクチン接種証明書所持者は隔離免除の対象とはなっていない。</p> <p>出発前検査、フォームへの登録、自己隔離、入国後検査に関する違反は、罰金、禁固又は双方の対象となり得る。</p> <p>※ 1 詳細は以下英国政府ガイダンス（Amber list countries and territoriesの項）を御参照ください。 https://www.gov.uk/guidance/red-amber-and-green-list-rules-for-entering-england#amber-list</p> <p>※ 2 ウェールズ、スコットランド、北アイルランドに到着する場合は、各自治政府発表を御確認ください。 (ウェールズ) https://gov.wales/rules-foreign-travel-and-wales-coronavirus-covid-19-html (スコットランド) https://www.gov.scot/publications/coronavirus-covid-19-international-travel-quarantine/pages/red-amber-and-green-list-countries (北アイルランド) https://www.nidirect.gov.uk/articles/coronavirus-covid-19-travel-advice</p> <p>※流動的情報のため、最新情報は必ずご確認ください。</p>	<p>東京及び大阪のUKビザ申請センターは営業を再開</p>

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
オランダ	<p>JAL : 直行便なし ANA : 直行便なし KLMオランダ航空 (KL)</p> <p>: 成田発着 2021年3月28日～2021年8月29日</p> <p>■KL862便 東京(成田)発 10:20 アムステルダム着 15:00 8月16日～8月22日 週5便 月,火,水,木,土 (8月16,17,18,19,21日) 8月23日～8月29日 週5便 火,木,金,土,日 (8月24,26,27,28,29日)</p> <p>■KL861便 アムステルダム発 14:35 東京(成田)着 08:35(翌日) 8月16日～8月22日 週5便 月,火,水,金,日 (8月16,17,18,20,22日) 8月23日～8月29日 週5便 月,水,金,土,日 (8月23,25,27,28,29日)</p> <p>EU・シェンゲン域外のEUが指定する安全国※から渡航する場合 (2021年8月8日現在、日本は安全国に指定されています。) ※ EU・シェンゲン域外の安全国及び変異株の懸念のために非常にハイリスクな国のリスト (オランダ政府ホームページへ) https://www.government.nl/topics/coronavirus-covid-19/visiting-the-netherlands-from-abroad/checklist-entry/from-outside-the-eu</p> <p>【入国】渡航目的による入国制限はありませんが、搭乗の際に検査結果又はワクチン接種証明書の提示が必要です (以下参照)。 【防疫】搭乗又は入国の際に、ワクチン接種が完全に完了していることを示す証明書 (ワクチン接種証明書) (注) を提示するか、出発の48時間前以降に受けたPCR (核酸増幅検査) 検査の結果又は出発の24時間前以降に受けた抗原検査の結果のいずれかを提示する必要があります。また、入国後は、自己隔離を行うことは要請されていませんが、自己テストキット等により検査を受けることを推奨されています。</p> <p>(注) ワクチン接種証明書は、オランダ等で発行されたEUデジタル証明書 (DCC) か、以下のサイトにある基準を満たす証明書を提示する必要があります。ただし、所定の回数のワクチンを接種してから少なくとも14日間 (ヤンセン社製ワクチンの場合は28日間) を経過している必要があります。ワクチン接種証明書を提示する場合には、併せてワクチン接種に関する申告書https://www.government.nl/binaries/government/documents/publications/2020/07/07/information-for-passengers-flying-to-and-from-the-netherlands/Vaccine+Declaration+COVID-19.pdf (オランダ政府ホームページへ) を提示してください。</p> <p>日本の地方自治体で発行されたワクチン接種証明書の有効性については、現在、オランダ当局に確認中です。有効性が確認できたら、こちらの外務省海外安全ホームページ内 (https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html) でお知らせします。 https://www.government.nl/topics/coronavirus-covid-19/visiting-the-netherlands-from-abroad/requirements-for-proof-of-vaccination</p>	<p>■査証 EUの渡航禁止が自国に対して解除された場合は、全てのビザカテゴリの申請が可能。渡航禁止が解除されていない場合は、免除カテゴリに該当する場合にのみ申請可能。 (免除カテゴリは下記リンクからご確認下さい) https://www.government.nl/topics/coronavirus-covid-19/visiting-the-netherlands-from-abroad/exemptions-to-the-entry-ban</p> <p>長期滞在資格の申請手続きは全てオランダ側で行われている。 ※6月22日在日オランダ大使館情報</p> <p>オランダ入国管理局 (IND) での申請となる為、直接にINDに連絡し、確認する必要があります。 ■URL : www.ind.nl/en</p> <p>■入国に関するご案内 https://www.netherlandsandyou.nl/travel-and-residence/visas-for-the-netherlands/qas-travel-restrictions-for-the-netherlands</p>

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
<p>スペイン</p>	<p>JAL : 直行便なし ANA : 直行便なし イベリア航空(IB) : (下記特定日以外)10月30日まで運休 成田発 7月17日・7月19日・8月21日 運航 マドリード発 8月7日・9月4日 運航</p> <p>入国制限解除対象国・地域 (※2021年5月21日付改訂によって日本は対象国となりました。(対象は「居住者 (residentes) 」であり「国籍」ではありませんので、ご注意ください。)) アルバニア、サウジアラビア、アルメニア、豪州、アゼルバイジャン、ボスニアヘルツェゴビナ、ブルネイ、カナダ、米国、イスラエル、日本、ヨルダン、レバノン、モンテネグロ、ニュージーランド、カタール、モルドバ、北マケドニア、セルビア、シンガポール、韓国、ウクライナ、台湾、中国、香港、マカオ、コソボ (中国は相互主義を条件とする。) (注) ただし、当該対象国の居住者であっても、(a)対象国たる居住国から直接到着する場合、(b)他の対象国のみを経由し到着する場合、又は、(c)非対象国の空港で (当該非対象国に上陸せず) 乗継ぎを行い到着する場合、にのみ入国が許可される旨が明記されておりますので、ご注意ください。</p> <p>空港及び港湾からスペインに入国する全ての者に対して、ア 申告書の提出、イ 検温、ウ 目視によるチェック、が引き続き実施されます。(※日本からスペインへ入国する場合も対象) <保健省規則のリンク> https://www.boe.es/boe/dias/2020/11/12/pdfs/BOE-A-2020-14049.pdf ア 申告書の提出 (ア) スペイン国外の空港又は港湾からスペインに入国する全ての者は、スペインに向けて出発する前に、保健省の専用ページ「https://www.spth.gob.es/」又は専用の無料アプリ「SPAIN TRAVEL HEALTH-SpTH」に表示されるフォーマットに電子的に記入し、提出する必要があります (フォーマットは、上記リンクの7~10ページ目に定められています (人定事項や健康状態を問う内容))。提出後、QRコードが送付されますので、入国時に (11月23日以降はスペイン行きの出発地において航空会社から) 提示を求められます。なお、電子的に記入することが難しい方は、紙での提出が認められます。 ●スペイン旅行前健康状態申告システムについて https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100071248.pdf</p> <p>(イ) なお、官報では、スペインに入国する全ての者と記載されていますが、空港管理会社 (AENA) や航空会社によれば、EU・シェンゲン域外国居住者が、スペインへの入国無しで、乗り換えのみでシェンゲン域外国 (英国等) へ移動するトランジットの場合であっても申告書の提出が求められており、出発時の空港カウンターでのチェックインの際にも、申告の有無がシステムでチェックされているとの情報がありますので、スペインに入国しないトランジットのみの場合でも、念のため上記 (ア) の手続を行うことをお勧めします。 <保健省の専用ページを通じた申告手続きの流れ (アプリも同様) > https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100071248.pdf</p> <p>イ 検温 検温は、非接触型の体温計又はサーモグラフィカメラにより行われます (個人のデータ及びカメラの画像は保存されません。)</p> <p>ウ 手続きを通じて新型コロナウイルスの感染が疑われる場合。 検温で37.5度以上が検知された場合、又は、申告書若しくは目視により感染が疑われる場合、追加の診断 (追加の検温、健康状態のチェックを含む) が行われます。追加の診断でも感染の疑いが残る場合は、医療機関への搬送に移る可能性があります。 <保健省規則のリンク> https://www.boe.es/boe/dias/2020/11/12/pdfs/BOE-A-2020-14049.pdf</p> <p>《重要》カナリア州における宿泊時のコロナウイルス陰性証明書の提示について https://www.es.emb-japan.go.jp/files/100112910.pdf</p>	<p>(駐日スペイン大使館) ビザ申請再開 (但し、通常よりかなり時間を要する)。 領事部の窓口対応時間は月曜日から金曜日9時半から12時半、14時から15時 日本当局の勧告に従い、マスク着用の義務とソーシャルディスタンスの心がけが要請されている。</p>

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
ドイツ	<p>フランクフルト線 JAL : 成田発着便 4月～10月: JL407 (フランクフルト行き) →水・金・日曜運航 JL408 (成田行き) →水・金・日曜運航</p> <p>ANA : ～10月30日: NH223 (フランクフルト行き) /NH224 (羽田行き) →運休 NH203/204→毎日運航</p> <p>ルフトハンザ(LH) : 7月1日～LH716、7月2日～LH717 → 毎日運航予定</p> <p>ミュンヘン線 ANA : 10月30日まで運休</p> <p>ルフトハンザ(LH) : 羽田発着便 現在～7月31日 LH715 (ミュンヘン行き) /LH714 (羽田行き) →運休 8月1日～ LH715→月・水・土曜 LH714→水・金・日曜 (各週3便) 運航予定</p> <p>デュッセルドルフ線 ANA : 10月30日まで運休</p> <p>※政府からの日本入国旅客数の制限指示に基づき、日本着便の新規予約を一部停止中</p> <p>2021年6月4日、EU理事会の勧告を受け、ドイツ連邦政府は日本に対する入国制限を解除する旨発表しました。 6月6日より、日本からの渡航者（短期渡航者、長期滞在者）は、従前どおりドイツに入国することが可能となりました。 入国が許可されるかどうかは、国籍ではなく、渡航者の入国前の滞在地在が基準となります (単なる通過ではなく、滞在許可を所持するなどして、少なくとも過去6か月間滞在していること)</p> <p>ただし、日本からドイツへの渡航にあたっては、抗原検査の場合、ドイツ入国前48時間以内、またはPCR検査の場合、ドイツ入国前72時間以内の実施したコロナ検査の陰性証明書が必要となります (ドイツでの入国を伴わないトランジットエリア内での乗り継ぎは除く。6歳未満を除く)。</p> <p>なお、ワクチン接種証明書又は快復証明書の所持者はコロナ検査の陰性証明書は免除されます ※ワクチン接種証明書については、欧州医薬品庁（EMA）に認められているワクチンをドイツ到着の14日前まで必要回数接種が完了している旨の記載が必要です。 日本の地方自治体が発行するワクチン接種証明書は、ドイツ政府が規定するコロナ入国規則の要件を満たしており、ドイツ入国にあたってのワクチン接種証明として有効です。</p> <p>●ドイツで有効なワクチン：パウル・エーリッヒ研究所が掲げる次のいずれかのワクチン ・Comirnaty（バイオンテック・ファイザー） ・Janssen（ジョンソン・アンド・ジョンソン） ・Spikevax（モデルナ） ・Vaxzevria（アストラゼネカ） ○有効なワクチン（パウル・エーリッヒ研究所） https://www.pei.de/EN/medicinal-products/vaccines-human/covid-19/covid-19-node.html</p>	<p>※現在、入国制限が解除された為、日本国籍を有する人は、ビザ無しでドイツに入国した後、滞在許可を申請することができます。</p> <p>1. 家族呼び寄せのためのビザ（滞在許可）申請 1 専門人材移民法（一括法）の定義による「雇用契約を有する専門技能者」 2 「研究者」 3 「派遣」および「幹部・専門家に限定した企業内転勤（ICT）」 4 「幹部」 5 「IT専門家」 6 「特別な公共的利益のための就労」</p> <p>3. 就学ビザ（滞在許可）申請</p>

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ●接種証明書に必要な事項（ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語、スペイン語のいずれかの言語で記載されていること） <ul style="list-style-type: none"> ・人定事項（氏名、生年月日、又は旅券番号） ・接種日 ・接種回数 ・接種回数 ・ワクチン名 ・対象となる疾患名（COVID-19） ・接種の実施や証明書の発行に責任を持つ個人又は機関が明記されていること（例：正式な標章や個人名等） <p>○デジタル入国登録、検査義務、隔離に関するQ&A（連邦保健省）「Was gilt als Impfnachweis?」を参照 https://www.bundesgesundheitsministerium.de/coronavirus-infos-reisende/faq-tests-einreisende.html なお、8月15日現在、日本はリスク地域に指定されていませんので、日本からの渡航にあたって、登録義務、隔離義務はありません</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入国制限、検査及び検疫措置にかかる情報（ドイツ連邦外務省） https://www.auswaertiges-amt.de/de/quarantaene-einreise/2371468#content_0 ●日本大使館 https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html 	

※流動的情報のため、最新情報は必ずご確認ください。

※記載のない国は弊社担当者へお問い合わせください。

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
フランス	<p>パリ線 JAL : 羽田発着便 火・水・金・土・日運航 (10月30日まで) ANA : 羽田発着便 水・土曜運航 (10月31日まで)</p> <p>エールフランス (AF) : 成田発 火・金・日曜運航/成田着 月・木・土曜運航 (10月30日まで) : 羽田発 月・木・土曜運航/羽田着 水・金・日曜運航(10月30日まで)</p> <p>国の感染状況に応じて3つのカテゴリー(グリーン、オレンジ、レッド)に区分されており、日本は最も規制の少ない「グリーン」</p> <p>■ワクチン接種済みの場合 (ワクチン接種証明書を提示) ・渡航にあたっての特別な理由: 必要なし ・搭乗にあたっての新型コロナウイルス感染検査の要否: 必要なし ・フランス到着時の感染検査の有無: なし ・到着後の自主隔離の要否: 必要なし ・グリーン国からのフランス入国時に提出する誓約書 (Engagement sur l'honneur): 必要</p> <p>■ワクチン未接種の場合 ・渡航にあたっての特別な理由: 必要なし ・搭乗にあたっての新型コロナウイルス感染検査の要否: 72時間以内のPCR検査または抗原検査の陰性証明が必要 (11歳未満は不要) ・フランス到着時の感染検査の有無: なし ・到着後の自主隔離の要否: 必要なし ・グリーン国からのフランス入国時に提出する誓約書 (Engagement sur l'honneur): 必要</p> <p>※誓約書フォーマット (グリーン, オレンジ, レッド区分) を含むフランス内務省のHP https://www.interieur.gouv.fr/Actualites/L-actu-du-Ministere/Certificate-of-international-travel</p> <p><衛生パスポート (pass sanitaire) の提示> 8月9日以降、入場の際に衛生パスポート (pass sanitaire) の提示が求められる施設・機関が拡大。 詳細は右記URL参照 https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/10014.html</p> <p>フランスでは、以下の証明書をもって衛生パスポートと認められる (QRコードが付されたデジタル証明書 あるいは QRコードが付された紙の証明書) とされる。 ○ワクチン接種証明書 (EU共通フォーマット) ・ 2回接種が必要なワクチン (ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ) の場合は、2回目接種から1週間経過後 (国内活動) 又は2週間経過後 (海外渡航) ・ 1回接種のワクチン (ジョンソン & ジョンソン) の場合は、接種から4週間経過後 ・ コロナ罹患経験者は、ワクチン接種から1週間経過後 (国内活動) 又は2週間経過後 (海外渡航) (接種は1回のみ) ○ 文化・娯楽関連施設では48時間以内、入国に際しては72時間以内に取得したRT-PCR検査または抗原検査に基づく陰性証明書 (EU共通フォーマット) ○ 過去11日前から6ヶ月前の間に、RT-PCR検査または抗原検査に基づき新型コロナウイルスに感染していたことを示す証明書</p> <p><フランス (パリ) を乗り継いで第三国に渡航する場合> 入国を伴わない24時間以内の国際線エリアにおけるトランジットについては、特段の書類は不要。最終目的地の必要書類を確認する。 但し、何らかのトラブルによりフランス入国が必要となりうる可能性も否定できないため、念のため「フライト出発72時間以内に実施したPCR検査陰性証明書」を推奨。</p> <p>※在日フランス大使館サイト: https://jp.ambafrance.org/article16328 ※在フランス日本国大使館サイト: https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/oshukarafranceneyukoku202101.html</p>	<p>新型コロナウイルス感染症により滞在ビザの発給に関しては、以下の項目に制限。項目に該当する申請予定者に限って予約を取ることが可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生およびテスト生 (短期および長期滞在) ・就労目的の長期滞在者 (3か月以上) ・長期滞在者の同行家族 (3か月以上) ・フランスへの再入国者 (Visa de retour) <p>ワーキングホリデービザも上記項目に該当しないため、申請を受け付けていない。 https://jp.ambafrance.org/article15891</p>

※流動的情報のため、最新情報は必ずご確認ください。

※記載のない国は弊社担当者へお問い合わせください。

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
ベルギー	<p>JAL : 直行便なし ANA : NH231 毎週土曜日運航 (10月末まで) ※9月2, 6日運航 : NH232 毎週土曜日運航 (10月末まで) ※8月17日運航</p> <p>●6月21日、ベルギー政府は日本を従前の赤ゾーンから「緑ゾーン」に変更しました。 日本からベルギーに渡航するすべての渡航者に適用される措置についてのポイントは以下の通りとなります。 https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docND01B61A4BD86e32864c3e264058264a73f9f041a929946de961f6d9e7fb41aa9f56e0247e7ef</p> <p>注意：過去14日間に非常にリスクが高いと分類された国へ旅行した人は、ベルギーの領土に直接または間接的に旅行することは禁止されています。 https://www.info-coronavirus.be/en/countries-with-high-risk/</p> <p>1. 渡航者位置特定フォーム (PLF) ベルギー到着の48時間前までに旅客ロケーターフォーム (PLF) を記入しなければなりません。 https://travel.info-coronavirus.be/public-health-passenger-locator-form</p> <p>2. 日本出発前のPCR検査 日本からの旅行者には必須ではありません。いくつかの航空会社や通過国は必要とする場合がありますので、旅行前にPCR検査を実施し、その結果を携帯することを強くお勧めします。</p> <p>3. ベルギー到着後のPCR検査 日本からの旅行者には必須ではなくなりました。</p> <p>4. 検疫隔離(10日間) 日本からの旅行者には必須ではなくなりました。</p>	<p>結婚または法的同居を宣言することを視野に入れているCビザ、ロングステイのためのDビザの申請が再開されました。</p> <p>(1) Cビザ：日本国籍者はCビザは免除。シェンゲンCビザが免除されない国民の方の短期滞在 (90日未満) には、Cビザが必要。</p> <p>(2) Dビザ：すべての非EU諸国の国民が長期滞在 (90日以上) する際に必要。</p>

※流動的の情報のため、最新情報は必ずご確認ください。

※記載のない国は弊社担当者へお問い合わせください。

国名	フライト・運航/入国情報	ビザ/大使館申請状況(在京大使館管轄/日本国籍)
ロシア	<p>モスクワ線 JAL : 8~10月 羽田発/毎週木曜のみ運航 (JL049) モスクワ発/毎週金曜のみ運航 (JL040) ANA : 10月末まで運休</p> <p>ウラジオストク線 JAL : 10月末まで運休 ANA : 10月末まで運休</p> <p>11月1日より、日本に在住する日本国籍および外国人(大使館に確認要)はすべてのカテゴリーのビザでロシア入国が可能。 ※APECトラベルカード所持者(裏面に「RUS」記載があるもの)も緩和措置の対象</p> <p>全ての外国人は、ロシアでのトランジットを含め、ロシア領内を目的地とした国際航空便に搭乗するに当たり、また、ロシア国境を通過するに当たり、ロシアへの到着直前72時間以内に受けたPCR検査の結果としてコロナ陰性であることを証明する文書(ロシア語又は英語のもの)を所持することが必要となる(指定フォーマットはないものの、陰性証明書に検査機関の押印がないものは認められない場合がある。)。また、空港到着時には、無作為抽出で検査が実施される。さらに、労働活動のためにロシアに到着する外国人については、14日間の自己隔離を実施する義務がある。</p> <p>(4月22日時点での定期便再開国) アゼルバイジャン、アラブ首長国連邦、アルメニア、インド、ウズベキスタン、英国、エジプト、エチオピア、カザフスタン、カタール、韓国、キルギス、ギリシャ、キューバ、シリア、シンガポール、スイス、スリランカ、セイシェル、セルビア、タジキスタン、タンザニア、ドイツ、トルコ、日本、フィンランド、ベネズエラ、ベトナム、モルディブ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ロシア当局は、日本国籍者のロシア入国を日本直行便に限定して認めていましたが、今般、これが緩和され「定期便再開国リスト」に掲載されている国からの入国も可能となりました。 ●これにより、上記リスト掲載国を経由したロシア入国や、ロシアから上記リスト掲載国との間の往復も可能となりますが、これらの措置はそれぞれの国の感染状況によって、定期便の一時停止や検疫の強化が急に決まる恐れがありますので、利用にあたっては十分にご注意ください。 ●疫手続きや自己隔離措置については引き続き維持されます。また、入国する外国人に対しては無作為抽出による検査が導入されますので、空港係官の指示があったら、それに従ってください。 	11月1日以降、すべてのカテゴリーのビザ申請可能。

※流動的情報のため、最新情報は必ずご確認ください。

※記載のない国は弊社担当者へお問い合わせください。